

運転免許制度

ジブチは道路交通に関する条約（ジュネーブ条約）に加盟しているため、国際運転免許証が有効です。以下、ジブチ国内で運転する方法等について紹介します。なお、規則は変更される場合もありますので、運転前に関係機関にお問い合わせ下さい。

【ジブチで運転する方法】

短期渡航者

当地の交通マナーは悪いことから、運転はあまりお勧めできませんが、入国後 6 ヶ月以内に限り、有効な日本の運転免許証で運転することができます。入国後 6 ヶ月以内であることを証明する必要がありますので、旅券（有効な査証）を忘れずに携行して下さい。現地警察とのやりとりに不安がある方は、国際運転免許証の携行をお勧めします。

長期滞在者

有効な国際運転免許証を携行することで運転ができます。有効な国際運転免許証を有していない場合は、短期渡航者同様、入国後 6 ヶ月以内に限り、有効な日本の運転免許証で運転することができます。入国後 6 ヶ月以内であることを証明する必要がありますので、旅券（有効な査証）を忘れずに携行して下さい。

入国後 6 ヶ月間以上経過した場合は、有効な国際運転免許証を携行する、またはジブチ運転免許証への切替えが必要となります。

【ジブチ運転免許証への切替えについて】

日本の運転免許証からジブチの運転免許証への切替え手続きは、内務省交通公益事業部（service des mines）で行っております。必要書類は下記のとおりですが、変更される場合もありますので、詳細は交通公益事業部（service des mines）（+253 35 11 76）にお問い合わせ下さい。

必要書類

- ① 旅券
- ② 日本の運転免許証
- ③ ジブチ政府発行の在留証明書※
- ④ 印紙代（1,000DJF）
- ⑤ レター（切替えが必要である理由が明記されたもの）
- ⑥ 写真4枚（パスポートサイズ）
- ⑦ 視力検査診断書（ペルティエ病院で 5,000DJF で発行）
- ⑧ 当館発行の自動車運転免許証翻訳証明（手数料は当館にお問い合わせ下さい）

⑨ 運転免許証交付申請書 (7,000DJF)

※ ジブチ政府発行の在留証明書の手続きは、居住地の県庁 (PREFECTURE) で行っています。必要書類は、以下のとおりですが、変更される場合もありますので、詳細は居住地の県庁 (PREFECTURE) にお問い合わせ下さい。

- ① レター (在留証明書が必要である理由が明記されたもの)
- ② 印紙代 (2,000DJF)
- ③ 旅券 (有効な査証及び滞在期間 (6 ヶ月以上) が証明できる入国印)
- ④ 職業証明書
- ⑤ 滞在許可証
- ⑥ 水道、電気または固定電話の領収書

なお、これまで日本の運転免許証からジブチの運転免許証への切替え手続きの際は、日本の運転免許証の原本の提出が必須であり、原本提出後は、ジブチを離れるまでお手元には戻りませんでした。2017年8月から、原本の提出は必要なくなり、代わりとして、日本の運転免許証翻訳証明書が必要となりました。日本の運転免許証翻訳証明書 (フランス語) は、当館で発行できますので、必要な場合には、ご来館下さい。

運転免許証切替え手続き中に、日本の運転免許証原本の提出が求められた場合は、免許証を提出することなく、日本の運転免許証翻訳証明書の提出のみで良いはずであるとしてご説明いただくとともに、必要に応じて、領事班までご連絡ください。

【交通法規】

ジブチ国内で運転する上で、日本の交通法規と異なる部分をまとめました。

・ラウンドアバウト

ラウンドアバウトに進入するドライバーは、既にラウンドアバウト内を走行しているドライバーに通行権を譲る必要があります。

・幼児の前部座席乗車の禁止

幼児を運転席および助手席に乗車させることは違反です。後部座席に乗車させて下さい。

・有料駐車スペース

街中 (メネリック広場周辺) には、一部有料の駐車場が設置されております。

・その他

自動車の運転に際しては、運転免許証、自動車登録証 (carte grise)、保険証 (ステッカーをフロントガラスに貼ることが義務となっています) を携行する必要があります。

・一方通行

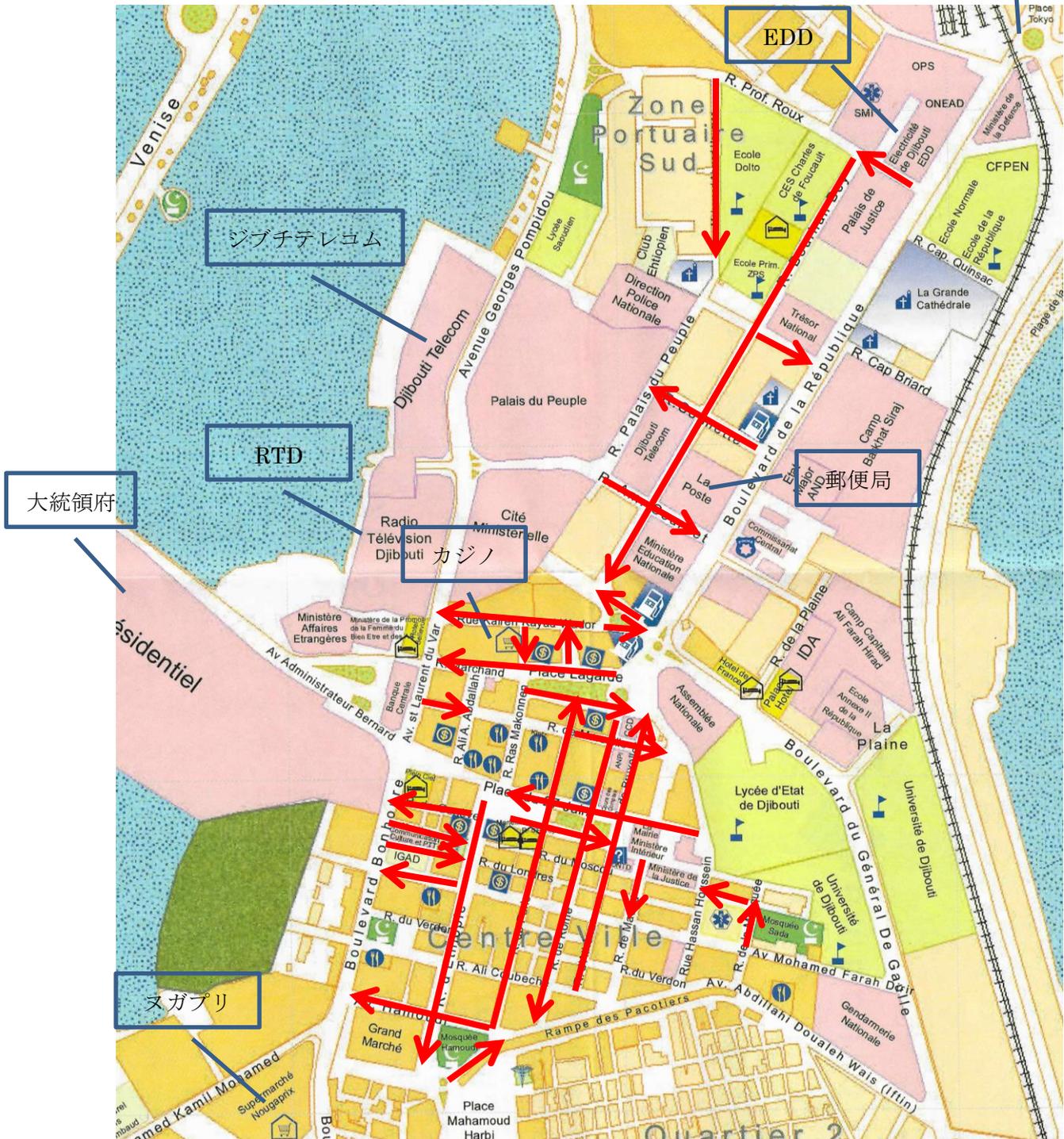
市内の一部において、道路事情が複雑な箇所があります。標識がないにも関わらず一方通行というローカルルールが存在し、気付かずに進入すると違反になります。別図にて紹

介しますが、慣れるまでは運転を避けることをお勧めします。

別図

ジブチ市内の道路事情（標識のない一方通行）

東京広場



赤字の→は、通行方向を示します。